

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

| | ページ |
|---|-----|
| ◇ 規 則 | |
| ○ 北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 | 3 |
| ◇ 告 示 | |
| ○ 収納事務の委託【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】 | 4 |
| ○ 包括外部監査契約の締結【行政委員会事務局監査第一課】 | 5 |
| ○ 徴収事務の委託【環境局環境未来都市推進部環境産業推進課】 | 6 |
| ○ 収納事務の委託【環境局環境未来都市推進部環境産業推進課】 | 7 |
| ○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 | 8 |
| ○ 指定介護老人福祉施設の指定の辞退【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 | 9 |
| ○ 収納事務の委託（3件）【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】 | 10 |
| ◇ 交 通 局 | |
| ○ 北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 | 14 |
| ○ 北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 | 17 |
| ◇ 訂 正 | |
| ○ 第 3 9 3 1 号の訂正【総務局総務部文書課】 | 21 |

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

- 1 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、市民税非課税世帯及び市民税所得割課税額77,101円未満の世帯の利用者負担の軽減制度を拡充することにしました。
- 2 児童福祉法の一部改正に伴い、情緒障害児短期治療施設の名称を児童心理治療施設に改めることにしました。
この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第35号

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

北九州市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年北九州市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「11, 600」を「9, 600」に改め、同表の4の項中「13, 300」を「11, 300」に改め、同表の備考第4項中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表の備考第6項各号列記以外の部分中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表の備考第7項第1号中「得た額」の次に「。ただし、2の階層区分に属する場合（第4項の規定により2の階層区分とされる場合を含む。）にあつては、0円」を加え、同表の備考第8項第1号中「この表の規定で算定される額に2分の1を乗じて得た額」を「2の階層区分に規定する額」に改める。

別表第2中「2号認定子ども及び3号認定子どもに係る利用者負担額表」を「2号認定子ども及び3号認定子どもに係る利用者負担額表」に改め、同表の備考第6項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改め、同表の備考第7項中「未満の」との次に「、「2の階層区分に属する場合（第4項の規定により2の階層区分とされる場合を含む。）」とあるのは「Bの階層区分に属する場合」と」を加え、「未満であり」との次に「、「2の階層区分に規定する額」とあるのは「この表の規定で算定される額に2分の1を乗じて得た額又はBの階層区分に規定する額のいずれか低い額」と」を加える。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市告示第 1 3 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|---------------------------------|-----------------------|--|
| 名 称 | 住 所 | |
| サンキュウビジネスサービス株式会社西日本アセットサポート事業部 | 北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号 | 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで |

北九州市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 神尾康生
 - (2) 住所 北九州市八幡西区東鳴水四丁目10番21号
- 2 契約の期間の始期
平成29年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
基本費用並びに執務費用及び実費の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払い

北九州市告示第141号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|------------|-------------------|-------------------------|
| 名 称 | 住 所 | |
| ひびき灘開発株式会社 | 北九州市若松区浜町一丁目18番1号 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |

北九州市告示第142号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州エコタウン事業概要DVDの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|------------|-------------------|-------------------------|
| 名 称 | 住 所 | |
| ひびき灘開発株式会社 | 北九州市若松区浜町一丁目18番1号 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |

北九州市告示第143号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | | 変更年月日 |
|----------------|----------------|----------------------------|----------------|
| 訪問看護ステーションたすかる | 旧 | 北九州市小倉北区片野三丁目 1番24-202号 | 平成29年2月 18日 |
| | 新 | 北九州市小倉南区蒲生二丁目 12番12-2号 | |

北九州市告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、法第93条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように告示する。

平成29年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

指定介護老人福祉施設

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 指定辞退年月日 |
|--------------------|----------------|-----------------------|-----------|------------|
| 4070 7004 40 | 特別養護老人ホーム第二善興園 | 北九州市八幡西区永犬丸南町二丁目3番25号 | 社会福祉法人善興会 | 平成29年3月31日 |

北九州市告示第145号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における観覧券販売代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|-----------------|--------------------|-------------------------|
| 名 称 | 住 所 | |
| 株式会社ヒューマン・クリエイト | 北九州市小倉北区室町二丁目10番4号 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |

北九州市告示第146号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月6日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|-------------------------|----------------------------------|-------------------------|
| 名 称 | 住 所 | |
| KNT-CTホールディングス株式会社 | 東京都千代田区東神田一丁目7番8号 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |
| 株式会社日本旅行 | 東京都中央区日本橋一丁目19番1号 | |
| 東武トップツアーズ株式会社 | 東京都墨田区押上一丁目1番2号 | |
| 名鉄観光サービス株式会社 | 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 | |
| 広交観光株式会社 | 広島市西区三篠 ^{ささ} 町三丁目14番17号 | |
| ひろでん中国新聞旅行株式会社 | 広島市中区 ^{えびす} 胡町3番19号 | |
| 宇部市交通局 | 山口県宇部市大字善和203番地90 | |
| 株式会社防長トラベル | 山口県周南市有楽町23番地 | |
| 西鉄旅行株式会社 | 福岡市中央区薬院三丁目16番26号 | |
| ホテルマネージメントインターナショナル株式会社 | 神戸市中央区港島中町七丁目5番1号 | |
| 大和リゾート株式会社北九州八幡ロイヤルホテル | 北九州市八幡東区枝光一丁目1番1号 | |
| 堀川トラベルサービス株式会社 | 福岡県八女市本村347番地1 | |
| 祐徳旅行株式会社 | 佐賀県鹿島市大字高津原4078番地の1 | |
| 祐徳自動車株式会社 | 佐賀県鹿島市大字高津原4078番地 | |
| 株式会社西肥バス旅行社 | 長崎県佐世保市白南風町8番17号 | |

| | |
|---------------|---------------------|
| 島鉄観光株式会社 | 長崎県島原市弁天町二丁目7385番地1 |
| 大分交通株式会社 | 大分県大分市新川西8組の3 |
| 株式会社石見観光 | 島根県益田市駅前町17番2号 |
| 長崎県営バス観光株式会社 | 長崎県長崎市大黒町3番1号 |
| 株式会社阪急交通社 | 大阪市北区梅田二丁目5番25号 |
| 長崎バス観光株式会社 | 長崎県長崎市滑石四丁目6番33号 |
| 西日本観光旅行株式会社 | 北九州市小倉北区京町三丁目14番11号 |
| 株式会社イワミツアー | 島根県益田市幸町2番63号 |
| 株式会社オリオンツアー | 東京都中央区東日本橋三丁目10番6号 |
| 株式会社ヒューマングループ | 長崎県佐世保市早岐三丁目12番6号 |

北九州市告示第 1 4 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 2 9 年 4 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|-------------------|-----------------------|--|
| 名 称 | 住 所 | |
| 株式会社西日本ミュージアムサービス | 北九州市八幡東区東田二丁目 4 番 1 号 | 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで |

北九州市交通局管理規程第1号

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市交通局長 吉田茂人

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程

第1条 北九州市交通局就業規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第49条の2の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、「時間外勤務」を「時間外勤務等」に改め、同条第1項中「満たない子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者又は同条第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）」を、「除く」の次に「。第3項において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

3 管理者は、要介護者を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第48条に規定する勤務をさせてはならない。

4 第2項の規定は、前項の規定による請求をする場合について準用する。

別表第2の9の項中「配偶者の子」の次に「及び第49条の2第1項において子に含まれるものとされる者」を加える。

第2条 北九州市交通局就業規程の一部を次のように改正する。

第49条の2第1項中「第6条の4第1項に規定する里親である」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「同条第2項」を「同条第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に

規定する「養子縁組里親」に改める。

別表第1中

「

| | | | | | | | | |
|-------|------------|------|-----------------------------|------------|---------|-----------------------------|------------|--|
| 総務経営課 | 経営係営業 | 運輸主任 | 休憩時間を除き、4週間を平均して1週間について40時間 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 正午から午後1時まで | 管理者が別に定める。 | |
| 運輸課 | 業務係 | 運輸主任 | 休憩時間を除き、4週間を平均して1週間について40時間 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 正午から午後1時まで | 管理者が別に定める。 | |
| | 若松営業所向田営業所 | 運輸主任 | 休憩時間を除き、4週間を平均して1週間について40時間 | 管理者が別に定める。 | | 勤務時間中に1時間以上とし、その時限は所属長が定める。 | 管理者が別に定める。 | |

を

「

| | | | | | | | | |
|-----|------------|------|------------------------|------------|--|-----------------------------|------------|--|
| 運輸課 | 若松営業所向田営業所 | 運輸主任 | 休憩時間を除き、1週間について38時間45分 | 管理者が別に定める。 | | 勤務時間中に1時間以上とし、その時限は所属長が定める。 | 管理者が別に定める。 | |
|-----|------------|------|------------------------|------------|--|-----------------------------|------------|--|

に

改め、同表の運輸課の若松営業所向田営業所の旅客自動車運転者の項中「1年間」を

4週間」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同表の注書第1項中「、8週間」を削り、同表の注書第2項を次のように改める。

2 若松営業所及び向田営業所の業務に従事する運転主任について、平成29年4月1日以後の1週間を計算するに当たっては、同日を初日とし、同

日から同月 8 日までは 1 週間とみなす。

別表第 1 の注書中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 若松営業所及び向田営業所の業務に従事する旅客自動車運転者について、平成 29 年 4 月 1 日以後の 4 週間で計算するに当たっては、同日を初日とし、同日から同月 8 日までは 1 週間とみなす。

付 則

この規程は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

北九州市交通局管理規程第2号

北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市交通局長 吉田茂人

北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市交通局事務分掌規程（昭和38年北九州市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第2条総務経営課の項中「営業係」を「旅行センター」に改め、同条中「運輸課業務係」を「営業推進課運輸サービス係」に改める。

第3条総務経営課経営企画係の項第7号中「営業係」を「旅行センター」に改め、同条総務経営課の項中「営業係」を「旅行センター」に改め、同条中「運輸課業務係」を「営業推進課運輸サービス係」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
（北九州市交通局統計事務規程の一部改正）
- 2 北九州市交通局統計事務規程（昭和38年北九州市交通局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
第5条中「運輸課長」を「営業推進課長」に改める。
（北九州市交通局事務専決規程の一部改正）
- 3 北九州市交通局事務専決規程（昭和38年北九州市交通局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。
第3条運輸課長専決事項の項中「運輸課長専決事項」を「営業推進課長専決事項」に改め、同項第1号中「運輸課長」を「営業推進課長」に改める。
別表第2の（1） 支出負担行為に関する事。の事故賠償金の執行の項中「運輸課長」を「営業推進課長」に改める。
（北九州市交通局自動車運行管理規程の一部改正）
- 4 北九州市交通局自動車運行管理規程（昭和38年北九州市交通局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。
第3条及び第4条中「運輸課長」を「営業推進課長」に改める。
第7条第1項中「運輸課」を「営業推進課」に改める。

第10条中「運輸課長」を「営業推進課長」に改める。

(北九州市交通局就業規程の一部改正)

- 5 北九州市交通局就業規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「運輸課長」を「営業推進課長」に改める。

別表第1の運輸課の項中「運輸課」を「営業推進課」に改める。

(北九州市交通局自動車整備管理規程の一部改正)

- 6 北九州市交通局自動車整備管理規程(昭和41年北九州市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第6条第5号ア中「運輸課長」を「営業推進課長」に改める。

(北九州市交通局会計規程の一部改正)

- 7 北九州市交通局会計規程(昭和43年北九州市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「運輸課長」を「営業推進課長」に改め、同条第3項中「運輸課長」を「営業推進課長」に、「運輸課出納企業員」を「営業推進課企業出納員」に改め、同条第4項中「運輸課企業出納員」を「営業推進課企業出納員」に改める。

第4条第4号及び第7号並びに第6条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「運輸課企業出納員」を「営業推進課企業出納員」に改める。

第15条第1項第2号中「運輸課長」を「営業推進課長」に改める。

第22条、第23条第1項、第30条第1項及び第2項、第34条各号列記以外の部分並びに第36条中「運輸課企業出納員」を「営業推進課企業出納員」に改める。

第48条第2項第1号中「営業係長」を「旅行センター長」に改め、同項第2号中「運輸課」を「営業推進課」に、「運輸管理係長」を「運輸サービス係長」に改める。

第73条、第77条第1項、第78条第1項、第79条、第80条、第82条第1項及び第2項、第83条並びに第84条第2項中「運輸課企業出納員」を「営業推進課企業出納員」に改める。

第85条中「運輸課長」を「営業推進課長」に改める。

第86条、第87条第1項、第90条、第91条第2項、第122条第2項、第127条の2及び第150条中「運輸課企業出納員」を「営業推進課企業出納員」に改める。

別表第1中

| | | |
|----------|---------|---|
| 運輸課企業出納員 | 運輸課業務係長 | を |
|----------|---------|---|

| | | |
|------------|---------------|---|
| 営業推進課企業出納員 | 営業推進課運輸サービス係長 | に |
|------------|---------------|---|

改める。

別表第2中

| | | | | | | |
|--|-----|---------|----------------------------|---------------------------------------|--------------|----|
| 北九州市 交通局運 輸課企業 出納員印 | れい書 | 方 20 | 北九州市交通 局運輸課企業 出納員印 | 運輸課企業 出納員の権 限に属する 公文書用 | 交通局運輸 課 | を |
| 北九州市 交通局営 業推進課 企業出納 員印 | れい書 | 方 20 | 北九州市交通 局営業推進課 企業出納員印 | 営業推進課 企業出納員 の権限に属 する公文書 用 | 交通局営業推 進課 | に、 |
| 交通局 総務経営課 NC若松商連案内所 折尾駅前案内所 二島案内所 旅行センター・総合案内所 運輸課 若松営業所 向田営業所 | | | | | | を |

「

| |
|-------------|
| 交通局 |
| 総務経営課 |
| 旅行センター |
| 営業推進課 |
| 若松営業所 |
| 向田営業所 |
| N C 若松商連案内所 |
| 折尾駅前案内所 |
| 二島案内所 |

に

」

改める。

(北九州市交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部改正)

- 8 北九州市交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程(昭和48年北九州市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表の出納取扱金融機関の項及び収納取扱金融機関の項中「運輸課企業出納員」を「営業推進課企業出納員」に改める。

(北九州市交通局庁内管理規程の一部改正)

- 9 北九州市交通局庁内管理規程(昭和50年北九州市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「運輸課長」を「営業推進課長」に改める。

正誤表

| 年 | 号 | 頁 | 訂正箇所 | 正 | 誤 |
|-------|--------|---|------|----|--------|
| 平成29年 | 第3931号 | 2 | 13行目 | 変更 | 変更案の縦覧 |
| | | | 15行目 | 変更 | 変更案の縦覧 |
| | | | 17行目 | 変更 | 変更案の縦覧 |
| | | | 19行目 | 変更 | 変更案の縦覧 |
| | | | 21行目 | 変更 | 変更案の縦覧 |
| | | | 23行目 | 変更 | 変更案の縦覧 |